

特定生産緑地（ 国立市 ）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
41 -T22	国立市大字谷保字中峯下地内	約490 m ²	令和7年1月1日
61 -T22	国立市矢川三丁目地内	約 820 m ²	令和7年1月1日
143 -T22	国立市泉三丁目地内	約380 m ²	令和7年1月1日

区域は解除図表示のとおり